

## 勝浦市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策及び当該世帯の定住の推進を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、勝浦市補助金等交付規則（昭和44年規則第16号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の初日の属する年の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居取得費 婚姻を機に新たに取得した住宅（以下「取得住宅」という。）に要した費用をいう。
- (3) 住居賃借費 婚姻を機に新たに賃借した住宅（以下「賃借住宅」という。）に要した費用のうち、当該住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当相当額を控除するものとする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年又は前々年の所得を証明する書類を基に、新婚世帯の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、所得を証明する書類を基に算出した新婚世帯

の所得から当該期間の貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額が500万円未満であること。

- (3) 申請日において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が取得住宅又は賃借住宅の所在地となっていること。
- (4) 新婚世帯に市税の滞納がないこと。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく補助金（他の自治体を実施するものを含む。）の交付を受けたことがないこと。
- (7) 世帯の全員が、勝浦市若者等定住促進奨励金交付要綱（平成26年告示第104号）に基づく奨励金及び勝浦市移住支援事業支援金交付要綱（令和元年告示第9号）に基づく移住支援金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 新婚世帯に勝浦市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居取得費の額又は住居賃借費の額のいずれかとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「補助上限額」という。）を上限として、予算の範囲内で交付する。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
  - (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下及び住宅取得費の補助を申請する世帯 60万円
  - (3) 前号に掲げる世帯以外の世帯 30万円
- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の住居取得費の額又は住居賃借費の額は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行われた支出を対象とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に、勝浦市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類
- (2) 新婚世帯の住民票の写し(個人番号の記載がないものに限る。)
- (3) 新婚世帯の所得を証明する書類
- (4) 新婚世帯に市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(第3条第2号ただし書に該当する場合に限る。)
- (6) 取得住宅又は賃貸住宅の契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書(別記第2号様式)
- (8) 誓約書(別記第3号様式)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、勝浦市結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定通知をもって確定通知とみなす。

(継続補助世帯)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者で、当該申請年度において交付された補助金の合計額(以下「前年度交付額」という。)が、補助上限額に満たないものは、申請年度の翌年度に限り、補助上限額から前年度交付額を控除した額を上限として申請することができる。

2 前項の規定による申請については、第5条の規定を準用する。この場合にあつては、別記第1号様式中「第5条」とあるのは「第7条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により申請しようとするときは、第5条第1号、第3号及び第5号に掲げる書類を省略することができる。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

5 前項の規定による交付の決定については、前条の規定を準用する。この場合にあつては、別記第4号様式中「第6条」とあるのは「第7条第4項」と読み替えるものとする。

(交付の請求)

第8条 第6条及び第7条第4項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、勝浦市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反する行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、勝浦市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。